

〒207-0022
東京都東大和市桜が丘1丁目1449番地の9
オーベルグランディオ東大和325

榎本清 様



事件番号 令和4年(ネオ)第1007号
上告提起事件
上告人 榎本清
被上告人 東大和市

上 告 提 起 通 知 書

令和4年11月28日

上告人 榎本清 様

〒100-8933
東京都千代田区霞が関1-1-4
東京高等裁判所第15民事部E丙係
裁判所書記官 我 妻 由 紀
電話 03-3581-2038
FAX 03-3580-3879



下記の事件の判決に対して上告の提起がありましたので、民事訴訟規則189条
1項(□行政事件訴訟法7条)により通知します。

記

令和4年(ネ)第2972号 損害賠償請求控訴事件

上告理由書の提出について

東京高等裁判所

- 1 上告状に上告の理由を記載していないときは、上告提起通知書を受け取った日又はその送達があったものとみなされる日から50日以内に、「上告理由書」を当裁判所に提出してください（民事訴訟法315条1項、民事訴訟規則194条参照）。
なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方をしている場合であっても、「上告理由書」と「上告受理申立て理由書」は、別々に作成してください。
- 2 上告理由書には、上告の理由のほか、当事者の氏名又は名称、代理人の氏名、事件の表示、付属書類の表示、年月日及び裁判所の表示を記載し、上告人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。
- 3 上告の理由は、次の要領で、簡潔な文章で具体的に記載してください（民事訴訟法315条2項、民事訴訟規則190条、192条、193条参照）。
 - (1) 判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とする上告の場合（民事訴訟法312条1項参照）にあつては、上告の理由は、憲法の条項を掲記し、憲法に違反する事由を示して記載してください。この場合において、その事由が訴訟手続に関するものであるときは、憲法に違反する事実を掲記してください。
 - (2) 民事訴訟法312条2項各号に掲げる事由があることを理由とする上告の場合にあつては、上告の理由は、その条項及びこれに該当する事実を示して記載してください。
 - (3) (1)及び(2)の場合において、判決が最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断をしたことを主張するときは、裁判所名、事件番号、裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻・号・頁を明らかにするなどして、その判例を具体的に示してください。
- 4 上告理由書は、正本1通のほかに、被上告人の数に6を加えた数の副本を提出してください（例えば、被上告人が1人の場合は、正本1通と副本7通の合計8通になります。）（民事訴訟規則195条参照）。
- 5 上告理由書を期間内に提出しなかったり、上告理由の記載の方式が上記3の(1)又は(2)に反している場合は、上告は却下されることになりますから、注意してください（民事訴訟法316条1項2号参照）。

以 上

〒207-0022
東京都東大和市桜が丘1丁目1449番地の9
オーベルグランディオ東大和325

榎本清 様



事件番号 令和4年（ネ受）第1069号
上告受理申立て事件
申立人 榎本清
相手方 東大和市

上告受理申立て通知書

令和4年11月28日

申立人 榎本清 様

〒100-8933
東京都千代田区霞が関1-1-4
東京高等裁判所第15民事部E丙係

裁判所書記官 我妻 由紀

電話 03-3581-2038

FAX 03-3580-3879



下記の事件の判決に対して上告受理の申立てがありましたので、民事訴訟規則199条2項、189条1項（行政事件訴訟法7条）により通知します。

記

令和4年（ネ）第2972号 損害賠償請求控訴事件

上告受理申立て理由書の提出について

東京高等裁判所

- 1 上告受理申立書に上告受理申立ての理由を記載していないときは、上告受理申立て通知書を受け取った日又はその送達があったものとみなされる日から50日以内に、「上告受理申立て理由書」を当裁判所に提出してください（民事訴訟法318条5項、315条1項、民事訴訟規則199条2項、194条参照）。
なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方をしている場合であっても、「上告理由書」と「上告受理申立て理由書」は、別々に作成してください。
- 2 上告受理申立て理由書には、上告受理申立ての理由のほか、当事者の氏名又は名称、代理人の氏名、事件の表示、付属書類の表示、年月日及び裁判所の表示を記載し、申立人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。
- 3 上告受理申立ての理由は、次の要領で、簡潔な文章で具体的に記載してください（民事訴訟法318条5項、315条2項、民事訴訟規則199条、191条2項、3項、192条、193条参照）。
 - (1) 上告受理申立ての理由は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることその他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを示して記載してください。この場合において、法令を示すには、その法令の条項又は内容（成文法以外の法令については、その趣旨）を掲記してください。また、法令が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を掲記してください。
 - (2) 原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることを主張するときには、裁判所名、事件番号、裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻・号・頁を明らかにするなどして、その判例を具体的に示してください。
- 4 上告受理申立て理由書は、正本1通のほか、相手方の数に6を加えた数の副本を提出してください（例えば、相手方が1人の場合は、正本1通と副本7通の合計8通になります。）（民事訴訟規則199条2項、195条参照）。
- 5 上告受理申立て理由書を期間内に提出しなかったり、上告受理申立ての理由の記載の方式が上記3の(1)に反している場合は、上告受理の申立ては却下されることとなりますから、注意してください（民事訴訟法318条5項、316条1項2号参照）。

以 上